



2025 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 三 菱 電 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 執 行 役 社 長 漆 間 啓  
(コード番号 6503 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 広 報 部 長 山 崎 江 津 子  
(TEL 03 - 3218 - 2111)

## 当社執行役等に対する業績連動型株式報酬制度への追加拠出に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 31 日開催の報酬委員会及び本日開催の執行役会議において、当社の執行役及び上席執行役員（以下、「執行役等」という）を対象とする業績連動型株式報酬制度に基づき役員報酬 BIP（Board Incentive Plan）信託への追加拠出を決定いたしました。

また、当社は、2022 年度から上席執行役員に対して執行役とは異なる設計の株式報酬制度を適用していましたが、2025 年度から執行役と同一の株式報酬制度を適用することとします。

制度の詳細および追加拠出の概要は下記のとおりです。

なお、今般の追加拠出に伴う役員報酬 BIP 信託の株式取得方法は、自己株式処分の方法によることとしており、詳細につきましては、2025 年 11 月 4 日付で公表いたしました「役員報酬 BIP 信託の延長にかかる自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 本制度の目的

本制度は、執行役等の当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意識及び株主の皆様との価値共有意識を高めることを目的とした中長期インセンティブ制度です。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、執行役等に対し、企業価値・株主価値の成長度等に応じて役員報酬として当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という）を執行役等に交付及び給付（以下、「交付等」という）する役員報酬 BIP 信託（以下、「BIP 信託」という）の仕組みを採用しています。執行役等は、役位に応じて、毎年一定の時期にポイントを付与され、一定の時期に予め定められた算定方法により決定された数の当社株式等の交付等を受けます。（ただし、下記 3. (5) のとおり、交付する当社株式の一部については、退任までの譲渡制限を付すものとします）。

#### 3. 本制度の詳細

##### (1) 本制度の改定及び報酬額の決定プロセスについて

当社は指名委員会等設置会社であり、執行役を対象とする本制度の改定については、報酬委員会において決定します<sup>\*1</sup>。また、毎年の業績連動型株式報酬額（信託金の上限額）、株式の取得方法及び BIP 信託の内容等については、原則として、毎年 5 月に開催する報酬委員会等において決定します<sup>\*2</sup>。

※1 当社は、社外取締役を過半数とする報酬委員会を設置しており、同委員会において本制度の改定を決議しています。また、同委員会では、業績目標の妥当性や達成等につき公正に評価しており、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性及び客観性を確保しています。なお、上席執行役員を対象とする本制度の改定については、執行役社長が決定します

※2 執行役の業績連動型株式報酬額の決定は、報酬委員会による決議とし、株式の取得方法及び BIP 信託の内容等については、執行役会議の審議を経て決定します。なお、2025 年度につきましては、2025 年 10 月 31 日開催の報酬委員会及び本日開催の執行役会議において追加拠出を決定しました

(2) 本制度の対象者（受益者要件）

執行役等は、受益者要件を充足していることを条件に、各ポイント（下記（4）参照）に応じた数の当社株式等について、BIP 信託から交付等を受けるものとします。受益者要件は以下のとおりです。

- ① ポイント付与の対象となる事業年度の全部又は一部の期間に執行役等に該当し、かつ報酬委員会等が支給対象と決定した者であること
- ② 国内居住者であること※3
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 各ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たすこと

※3 ポイント付与から株式交付までの据置期間中に国内非居住者となった場合は当該時点までの各ポイント数に応じた数の当社株式を換価し、これにより得られる金銭の給付を BIP 信託から受けるものとします

(3) 信託期間

本制度においては信託期間を約 3 年間とする 3 つの信託（各信託が 1 年毎に信託期間満了となるよう設定。以下、「本 BIP 信託」という）を使用しており、毎年 5 月下旬頃から 3 年後の 8 月末までの約 3 年間で信託期間として設定します。（2025 年度についても、2028 年 8 月末までを信託期間とします。）

また、原則として、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本 BIP 信託を継続します。その場合、さらに本 BIP 信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間毎に、報酬委員会等で決定された信託金額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、執行役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、このような追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（執行役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下、「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、報酬委員会等で決定された信託金額の範囲内とします。

なお、本制度の報酬の対象となる職務執行対象年度と各 BIP 信託の延長の関係性の概要は以下のとおりです。PSU 及び RSU の詳細につきましては、下記（4）をご参照ください。

|     |     | 年度   |      |      |          |          |          |          |       |        |
|-----|-----|------|------|------|----------|----------|----------|----------|-------|--------|
|     |     | 2024 | 2025 | 2026 | 2027     | 2028     | 2029     | 2030     | 2031  |        |
| 信託③ | PSU | 信託延長 |      |      | 株式交付等    |          |          |          |       |        |
|     | RSU | 信託延長 | 株式交付 |      | 退任まで譲渡制限 |          |          |          |       |        |
| 信託① | PSU |      | 信託延長 |      |          | 株式交付等    |          |          |       | 今年度延長分 |
|     | RSU |      | 信託延長 | 株式交付 |          | 退任まで譲渡制限 |          |          |       |        |
| 信託② | PSU |      |      | 信託延長 |          | 株式交付等    |          |          |       |        |
|     | RSU |      |      | 信託延長 | 株式交付     | 退任まで譲渡制限 |          |          |       |        |
| 信託③ | PSU |      |      |      | 信託延長     |          |          | 株式交付等    |       |        |
|     | RSU |      |      |      | 信託延長     | 株式交付     | 退任まで譲渡制限 |          |       |        |
| 信託① | PSU |      |      |      |          | 信託延長     |          |          | 株式交付等 |        |
|     | RSU |      |      |      |          | 信託延長     | 株式交付     | 退任まで譲渡制限 |       |        |

(4) 執行役等に交付される当社株式数

執行役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下に定める「PSU 部分」と「RSU 部分」の各ポイントの算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1 ポイントにつき当社株式 1 株として決定します。

なお、1 ポイントは当社普通株式 1 株とし、当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

<PSU<sup>※4</sup>部分>

連続する 3 事業年度（以下、「業績評価期間」という）の初年度の一定の時期に PSU 基準ポイントが付与され、業績評価期間満了後に、以下の算定式により決定される PSU 株式交付ポイントが付与されます。

(算定式)

PSU 株式交付ポイント＝PSU 基準ポイント<sup>※5</sup>×PSU 支給率<sup>※6</sup>

※4 パフォーマンス・シェア・ユニット (Performance Share Unit) の略

※5 PSU 基準ポイント

＝PSU 標準額÷ポイント付与直前の 3 月各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り上げ）

※6 PSU 支給率：業績評価期間における当社 TSR（株主総利回り）と国内外比較対象企業群各社の TSR の比較結果に応じて 0～200%の範囲で変動

<RSU<sup>※7</sup>部分>

毎年一定の時期に役位に応じて RSU 株式交付ポイント<sup>※8</sup>が付与されます。

※7 リストリクテッド・ストック・ユニット (Restricted Stock Unit) の略

※8 RSU 株式交付ポイント

＝RSU 標準額÷ポイント付与直前の 3 月各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り上げ）

(5) 当社株式等の交付等の方法及び時期

<PSU 部分>

上記 (2) の受益者要件を充足した執行役等は、原則として、業績評価期間満了後、PSU 株式交付ポイントに対応する当社株式の 50%（単元単位）について交付を受け、また、残りについては本 BIP 信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

<RSU 部分>

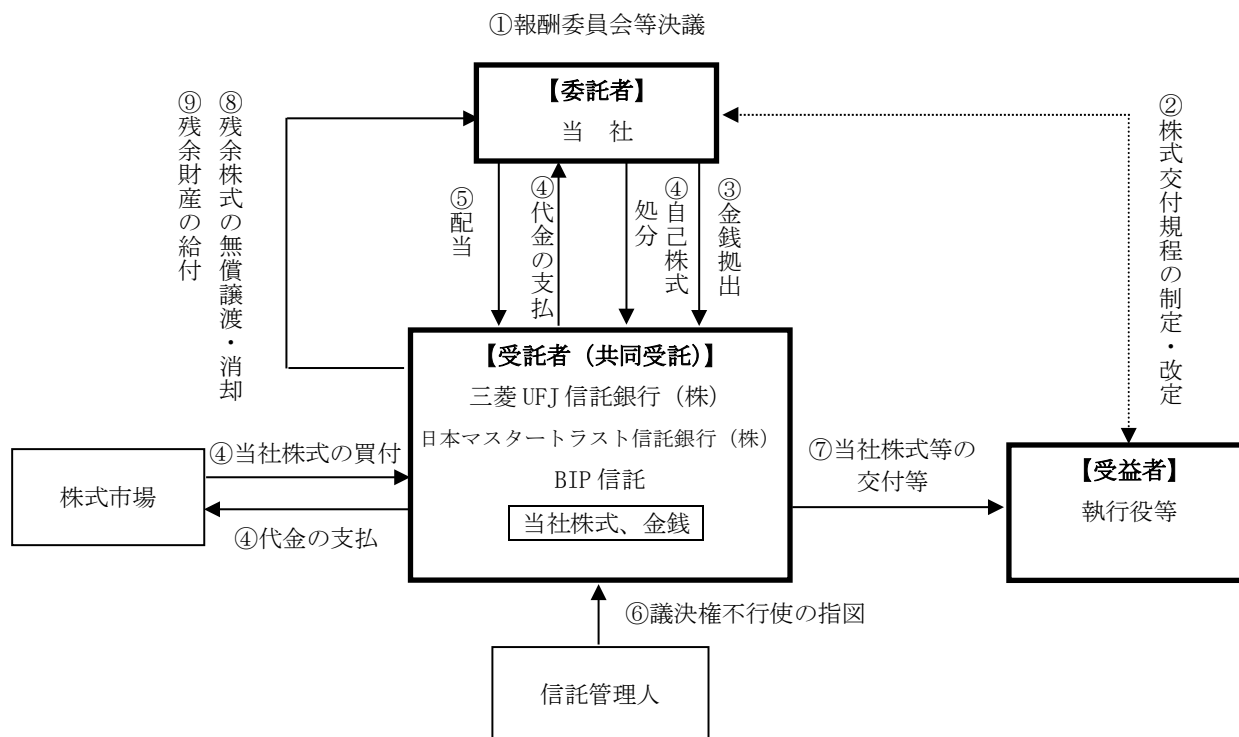
上記 (2) の受益者要件を充足した執行役等は、原則として、RSU 株式交付ポイントの付与を受けた直後の 3 月に、当該 RSU 株式交付ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。また、2025 年度から、信託内に支払われた配当金のうち、当該交付株式に対し支払われた金額相当分の金銭（以下、「給付配当金」という）についても、併せて給付を受けることとします。当該株式は交付後、譲渡制限が課され、原則として、退任時（当社の取締役又は執行役等のいずれの地位からも退任する時点）に譲渡制限が解除されます。

なお、譲渡制限期間中に執行役等に重大な不正・非違行為等が発生した場合には、当該執行役等に交付された当社株式を、当社が当然に無償で取得するものとします。

また、譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、執行役等が大和証券株式会社に開設した専用口座で管理される予定です。

- (6) 本 BIP 信託に拠出される信託金の予定額及び本 BIP 信託から交付される当社株式の予定株数  
当社が本 BIP 信託へ拠出する信託金額は、原則として、毎年 5 月開催の報酬委員会等で決定します。  
上記の金額は、株式取得資金に信託報酬・信託費用を加算して算出することとします。  
執行役等が本 BIP 信託から交付等される当社株式数は、残存株式等の金額と本 BIP 信託に拠出される信託金の合計額を直前事業年度の 3 月各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値をもって除して得られる株数（以下、「上限交付株数」という）を上限とします。
- (7) 本 BIP 信託による当社株式の取得方法  
本 BIP 信託による当社株式の取得は、上記（6）の株式取得資金及び上限交付株数の範囲内で、当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。取得の詳細については、報酬委員会等で決定し、開示します。
- (8) 本 BIP 信託内の当社株式に関する議決権行使  
本 BIP 信託内にある当社株式（執行役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。
- (9) 本 BIP 信託内の当社株式に係る配当の取扱い  
本 BIP 信託内の当社株式に係る配当は、本 BIP 信託が受領し、給付配当金の給付及び本 BIP 信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社及び執行役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- (10) 信託期間満了時の取扱い  
本 BIP 信託の設定又は延長時に受益者要件を充足していた執行役等の一部が受益者とならなかった場合など、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本 BIP 信託を継続利用することがあります。  
信託期間満了により本 BIP 信託を終了させる場合には、株主還元策として、本 BIP 信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを消却することを予定しています。

#### 4. BIP 信託の仕組み



- ① 当社は指名委員会等設置会社であるため、本制度の改定については、報酬委員会等において決議を行っています。
- ② 当社は本制度の改定に関して報酬委員会等において役員報酬に係る株式交付規程を改定します。
- ③ 当社は報酬委員会・執行役会議等で決定した範囲内で金銭を信託へ抛出し、受益者要件を充足する執行役等が受益者となる本BIP信託を延長します。
- ④ 受託者（本BIP信託）は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本BIP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、執行役等に一定のポイント数が付与されます。本制度において一定の受益者要件を満たす執行役等は、上記3. (5) のとおり、毎年及び信託期間満了時に、当社の株式交付規程に従い、当該ポイント数に応じた当社株式、一定割合の当社株式を換価して得られる金銭及び給付配当金を受領します。
- ⑧ 本BIP信託の延長・設定時に受益者要件を充足していた執行役等の一部が受益者とならなかった場合など、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本BIP信託を継続利用するか、又は、本BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、その消却を行う予定です。
- ⑨ 本BIP信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する執行役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、報酬委員会・執行役会議等で決定した株式取得資金の範囲内、かつ、上限交付株数の範囲内で、本BIP信託に対し、追加で金銭を信託し、本BIP信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

## 5. 信託契約の内容

- |              |                                                                                                                                                   |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                                                                                                         |
| (2) 信託の目的    | 執行役等に対するインセンティブの付与                                                                                                                                |
| (3) 委託者      | 当社                                                                                                                                                |
| (4) 受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                                                                                                       |
| (5) 受益者      | 執行役等のうち受益者要件を充足する者                                                                                                                                |
| (6) 信託管理人    | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                                                                                                              |
| (7) 信託契約日    | 2025年8月8日 <sup>※9</sup>                                                                                                                           |
| (8) 信託の期間    | 2025年8月8日 <sup>※9</sup> ～2028年8月末日                                                                                                                |
| (9) 信託金の予定金額 | 1,424,520千円 <sup>※10</sup> <sup>※11</sup><br>（参考）執行役等の2025年度株式報酬額<br>執行役分           ：792,008千円 <sup>※12</sup><br>上席執行役員分：579,523千円 <sup>※12</sup> |
| (10) 取得株式の種類 | 当社普通株式                                                                                                                                            |
| (11) 株式の取得方法 | 自己株式の処分により取得                                                                                                                                      |
| (12) 株式の取得時期 | 2025年11月25日（予定）                                                                                                                                   |
| (13) 帰属権利者   | 当社                                                                                                                                                |
| (14) 議決権行使   | 行使しないものとします。                                                                                                                                      |
| (15) 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                                                                                            |

※9 2025年度については、8月に先行して信託期間のみ延長を実施

※10 信託金の予定金額には、既存のBIP信託から承継する残余財産を含みます

※11 信託金の予定金額には信託報酬・信託費用が含まれるため、執行役等の株式報酬額の合計とは一致しません

※12 PSU支給率が最大（200%）となる場合のPSU部分の株式報酬額とRSU部分の株式報酬額の合計額を記載しています

以 上